

議案説明書

行政経営部 人事課

上下水道局 企業経営課

提出議会：令和7年第5回定例会

1 案件名

議案第73号 佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の改正について

2 概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係例規を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

仕事と生活の両立支援の拡充のため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、次の内容に改める。

(1) 佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向を確認すること等を加える。

(2) 佐野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1日2時間までと制限されている部分休業に、1年で10日相当(77時間30分)の範囲内で取得できる形態を加え、選択して取得できるよう改正する。

(3) 佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

給与の減額に関する規定を改正する。

(4) 佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

給与の減額に関する規定を改正する。

4 その他の事項

施行日 令和7年10月1日